

役員等の報酬等に関する規程

(主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、法人業務を行う場合に別表1のとおり報酬を支給する。ただし、行政特別職員及び行政職員で他で支給される場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が別表1の報酬額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の報酬は支払わない。
- 3 通勤手当については支給しない。

(旅費の支給)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、法人業務を行ったときから1ヶ月以内に通貨で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(職員としての身分を兼ねた兼務理事の給与等の処理方法について)

第6条 給与及び諸手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当、退職手当については、第3条及び第5条の規定を適用せず、給与規程に定めるところにより支給する。ただし、管理職手当については、支給対象とすることができるものとする。

- 2 社会保険等の加入については、職員に準じ、労働保険（労災保険・雇用保険）及び社会保険に加入できるものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。(平成29年4月1日から適用)

令和3年3月26日一部改正(令和3年4月1日から適用)

別表1

役員等	法人業務	報酬額
会長	法人運營業務	月額 60,000円
理事	理事会及びその他会議への出席	日額 5,000円
監事	理事会及びその他会議への出席	日額 5,000円
	決算監査への出席	日額 15,000円
	月次監査への出席	日額 7,500円

※第3条第1項のとおり、行政特別職員及び行政職員には、上記報酬は支給しない。